

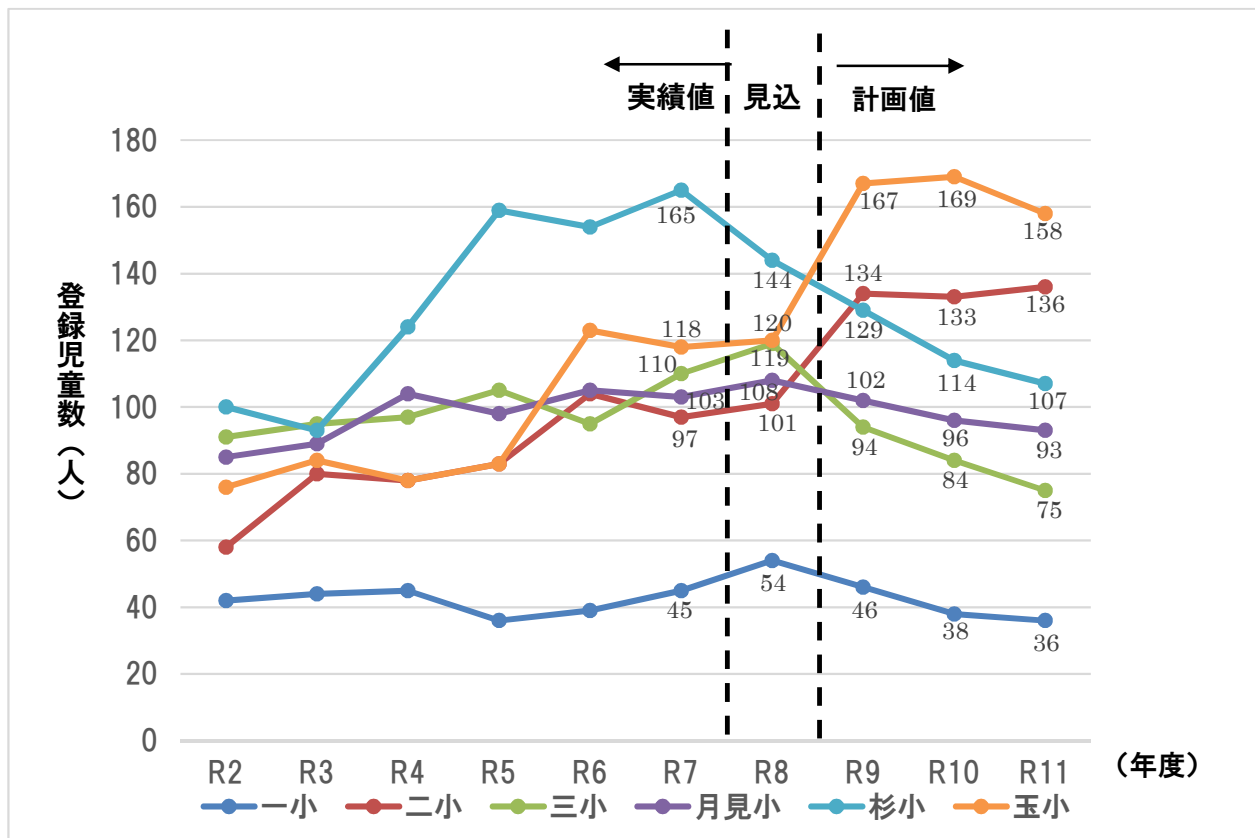
子育て支援事業の実施状況等について

1. 令和8年度放課後児童クラブについて

(令和8年2月1日現在)

クラブ (定員)	R8 申込状況							令和7年4月1日 登録児童数比較
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
一小 (45)	18	10	13	7	4	2	54	+ 9 (120%)
二小 (60)	27	23	20	18	4	9	101	+ 4 (104%)
三小 (90)	37	29	19	19	9	6	119	+ 9 (108%)
月見小 (60)	31	38	14	19	4	2	108	+ 5 (105%)
杉小 (120)	31	36	31	27	15	4	144	△21 (87%)
玉小 (85)	33	23	33	21	7	3	120	+ 2 (102%)
合計 (460)	177	159	130	111	43	26	646	+ 8 (101%)

(参考) 各仲よしクラブの登録児童数の推移 (各年度4月1日現在)



2. 地域子育て相談機関について ※拡充

(1) 概要

地域子育て相談機関は、令和4年6月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。）において、こども家庭センターを補完するより身近な相談機関として、中学校区に1か所の整備が努力義務化されています。

本市においては、こども家庭センターの設置に合わせて整備を進め、今回、パドマこども園の協力により玉川中学校区へ設置することとなりました。

引き続き、すべての妊産婦及び子育て世帯からの相談に応じ、必要な支援につなげてまいります。

学区	施設	設置時期
一中学区	子育て支援センターこころん	令和6年4月
二中学区	塩竈市藤倉児童館	令和7年4月
三中学区	あゆみ保育園 子育て支援センターたんぼぼ	令和7年4月
玉中学区	パドマこども園	令和8年4月（予定）

(2) 業務内容

- ・相談支援：子育てやお子さんに関する相談に応じ、必要な助言を行います。
- ・情報発信：地域の子育てに関する情報を提供します。
- ・連携・調整：必要に応じてこども家庭センターと連携し、適切な支援へつなぎます。

3. 予防接種事業（HPV ワクチンキャッチアップ、RS ウイルスワクチン）について

(1) HPV ワクチンキャッチアップ接種の状況について

①概要

子宮頸がんを予防する HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンのキャッチアップ接種の状況について報告するものです。

②キャッチアップ接種（令和8年3月31日期限）の対象者

令和4年4月1日から令和7年3月31日までに HPV ワクチンを1回または2回接種し、接種が完了していない方

③接種勧奨

令和7年2月 ハガキによる個別通知、市LINE 配信
3月 市広報紙に接種勧奨記事掲載
7月 市広報紙に接種勧奨記事掲載
12月 ハガキによる個別通知

④接種状況

- ・令和7年4月1日現在の対象者数：262名
- ・令和7年4月～10月の接種者数：171名 ※今年度1回も接種していない方：91名

(2) RS ウイルスワクチンの実施について ※新規

①概要

令和7年11月19日国の予防接種基本方針部会において、妊婦を対象としたRSウイルス感染症の予防を予防接種法のA類疾病に位置づけ、令和8年4月1日から定期接種を開始することが決定されたことから、本市においても令和8年度から実施するものです。

②事業内容

- ・対象 : 妊娠28週～37週に至るまでの者
- ・接種方法 : 妊娠毎に1回0.5mlを筋肉内に接種
- ・効果 : 妊婦への能動免疫による新生児及び乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患の予防

③今後の予定

令和8年3月 要綱改正、医師会との委託契約、予診票の送付、周知
4月 定期接種開始

4. 乳幼児健康診査事業（1か月児健康診査）について ※新規

(1) 概要

国は1か月児、5歳児の健康診査の全国展開を令和10年度までに100%とする目標を掲げ、1か月児健診については県内市町村の7割以上が令和8年4月1日から実施を予定していることから、本市においても令和8年度から実施するものです。

(2) 事業内容

- ・目的 : 出生早期の身体疾患等のスクリーニング
- ・対象 : 令和8年4月1日以降に生まれた、生後1か月頃の乳児
- ・実施方法 : 県内医療機関における1か月児個別健康診査の費用について1人当たり6,000円を上限に助成

(3) 今後の予定

令和8年3月 要綱策定、県医師会との委託契約
4月 4月以降出産者へ健診票を送付、健康診査開始、医療機関への周知

5. ひとり親世帯等生活費支援商品券配布事業について ※新規

(1) 概要

宮城県が行う令和7年度低所得ひとり親世帯生活費支援事業補助金を活用し、物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯等に対し、生活支援として割増商品券（第9弾）を配布するものです。

(2) 事業内容

- ・対象 : 本市から令和8年1月期（定期払い）の児童扶養手当の支給を受けた者
対象数 : 約400世帯
- ・内容 : 1世帯あたり1冊（10,000円分）を郵送（プッシュ型）
- ・財源 : 宮城県令和7年度低所得ひとり親世帯生活費支援事業補助金（県12月補正予算）

(3) 今後の予定

令和8年3月下旬 商品券発送
8月末 商品券使用期限